令和 ５年１０月２３日

静岡ＳＲ経営労務センター

　　　社労士会員　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　静岡ＳＲ経営労務センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　望月芳夫

インボイス制度開始に伴う適格請求書発行事業者登録番号のご案内とお願い

秋麗の候、皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

　当センターの業務運営につきましては、日頃から御理解・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

　さて、ご承知のとおり令和５年10月１日より、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が始まっております。「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」導入後は消費税の仕入れ税額控除の適用を受けるために、適格請求書発行事業者が発行した 適格請求書（インボイス） の保存が必要となります。

　これに伴い、当事務局が発行する 適格請求書（インボイス） に記載する「適格請求書発行事業者登録番号」をご案内させていただきます。

　また、社労士会員の皆様におかれましては、適格請求書発行事業者の登録について別紙「適格請求書発行事業者登録番号連絡票」にご記入の上、　ＦＡＸ または メール にてご提出くださいますようお願いいたします。

　何卒、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

１．静岡ＳＲ経営労務センターの「適格請求書発行事業者登録番号」のご案内

**Ｔ８７００１５００４４７４３**

２．貴社労士会員の「適格請求書発行事業者番号」に関するお願い

　　　別紙「適格請求書発行事業者登録番号連絡票」にご記入の上、

　　１１月３０日までに　ＦＡＸ または メール にてご提出をお願いします。

　　　【ご提出先】　静岡ＳＲ経営労務センター

　　　　　　　　　　静岡市葵区西草深町７番１号　雙英ビル　２階

　　　　　　　　　　ＦＡＸ：　０５４－２７３－５３９８

　　　　　　　　　　メール：　shizuoka-sr@ny.tokai.or.jp